

# 姫路市給水装置工事事業者の指定に係る審査基準

令和5年8月31日制定  
令和7年3月11日改訂

## 【標準処理期間】

- 新規申請 60日以内  
更新申請 60日以内

## 【新規申請、更新申請】

### (申請書)

#### 1 申請書記入日

- ・ 未来の日付で無いこと。

#### 2 申請者

- ・ 氏名又は名称、住所、代表者氏名、電話番号の全てが記載されていること。
- ・ 法人の場合は、氏名又は名称が、法人登記履歴事項全部証明書に記載のある商号と相違ないこと。
- ・ 住所が、住民票に記載のある住所又は法人登記履歴事項全部証明書に記載のある本店又は支店の所在地と相違ないこと。
- ・ 代表者氏名が、住民票に記載のある氏名又は法人登記履歴事項全部証明書に記載のある代表者の氏名と相違ないこと。

#### 3 役員の氏名

- ・ 代表者を含めた役員全員の氏名、フリガナが記載されていること。
- ・ 法人の場合は、法人登記履歴事項全部証明書に記載のある役員全員の氏名が記載されていること。ただし、監査役については、記載がなくてもよい。

#### 4 事業の範囲

- ・ 水道工事に関する事業が記載されていること。(例：管工事業、水道施設工事業 等)
- ・ 法人の場合は、法人登記履歴事項全部証明書に記載のある目的と相違ないこと。ただし、水道事業に関係のない事業は記載がなくてもよい。

#### 5 機械器具の名称、性能及び数

- ・ 機械器具調書及びその写真が添付されていること。

#### 6 給水工事を行う事業所の名称、所在地

- ・ 事業所の名称、所在地が記載されていること。

(新規のみ)

- ・ 事務所の写真（外観、事務所内部）が添付されていること。

- ・事務所外観写真で事業所の名称（商号、屋号）が確認できること。
- ・事務所内部の写真から次の事務所機能を有することが確認できること。
  - 来客応接スペース
  - 電話機やファックス等の連絡設備
  - 設計等の事務作業スペース

7 選任した給水装置工事主任技術者の氏名

- ・主任技術者の氏名及び免状の交付番号が記載されていること。
- ・免状の写しが添付されていること。

8 添付書類

- ・申請書の日付を起点として直近3か月以内に取得した住民票又は法人登記履歴事項全部証明書の原本を添付していること。
- ・機械器具調書、誓約書を添付していること。
- ・主任技術者の免状の写しを添付していること。
- ・機械器具の写真を添付していること。
- ・法人の場合は、会社定款（要原本証明）を添付していること。  
(新規のみ)
- ・営業所の平面図、付近見取図（位置図）及び事務所の写真（外観、事務所内部）を添付していること。

(機械器具調書)

1 調書記入日

- ・未来の日付で無いこと。

2 機械器具の種別

- ・法定の4種の機械器具（切断用機械器具、加工用機械器具、接合用機械器具及び水圧テストポンプ）を保持していることが確認できること。ただし、型式や数量は問わない。
- ・それぞれの機械器具の写真を添付し、対比できるよう紐づけ（附番）されていること。
- ・写真をA4縦に整理し、かつ重ねて貼付していないこと。

(誓約書)

1 誓約書記入日

- ・未来の日付で無いこと。

2 申請者

- ・申請書の申請者と同一であること。